

生垣奨励補助金を  
拡充しました

下野市では、更なる緑豊かな街づくりを推進するため、4月1日より対象地域を市街化区域から市内全域に拡大し、次の内容で予算の範囲内において生垣設置に要する費用の一部を補助しています。

●補助対象要件

①市内における住宅及び事業所等の建物の敷地に設置されるもの

②宅地と道路、宅地と隣地境界及び水路境界部分に設置する生垣

③生垣の長さは、5メートル以上あること

④高さ0・5メートル以上のものを1メートル当たり2本以上植栽すること

●補助額  
予算の範囲内において、実費の2分の1とし、限度額5万円

●問い合わせ先

都市計画課（南河内庁舎）  
☎（48）2114

## 木造住宅への耐震補助制度のご案内

下野市では、震災に強い安全・安心なまちづくりの推進のため、耐震アドバイザー派遣事業および木造住宅の耐震診断の補助を行っておりますが、更なる耐震化促進の支援事業として、昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震改修を行う方に対して、改修費用の一部を市が補助する「木造住宅耐震改修補助制度」を4月1日から開始しました。各事業・制度の主な内容は以下のとおりです。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

### 耐震アドバイザー派遣事業

●派遣対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された住宅（併用住宅を含む）

※店舗併用の場合は、店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の1/2未満とします。

●費用 無料

●申請方法 「下野市耐震アドバイザー派遣申請書」に必要事項を記載し、申請してください。

### 木造住宅耐震診断補助

●対象住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅（旧耐震基準の建築物）

②木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅を含む）

③在来軸組工法により建築された住宅

④賃貸を目的としない住宅

●対象者 ①補助対象住宅を所有する者であって、当該住宅に居住する方

②国・県・市税の滞納のない方

●補助額

耐震診断機関が行った耐震診断に要した経費の3分の2以内を市が補助します。ただし、上限は100,000円です。

●申請方法

「下野市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書」に耐震診断計画書、納税証明書等の関係書類を添えて申請してください。

### 木造住宅耐震改修補助

●対象住宅 ①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築され、耐震改修が必要と診断された木造住宅

②下野市木造住宅耐震診断事業を実施した住宅

●対象者 ①下野市木造住宅耐震診断事業を実施し、この診断結果に基づいて耐震改修を行う方

②対象住宅を所有し、国・県・市税の滞納のない方

●補助額 耐震改修に要した経費の2分の1以内を市が補助します。ただし、上限は600,000円です。

●申請方法

「下野市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書」に耐震診断結果報告書の写し、耐震改修事業計画書、納税証明書等の関係書類を添えて申請してください。

問い合わせ先

都市計画課（南河内庁舎）

☎48-2114